



ポイント
1

免税事業者から
インボイス発行事業者に
なられた方

納税額を売上税額の

2割に軽減!

ポイント
2

一定規模以下の
事業者の方

1万円未満の取引について
一定の帳簿のみを
保存することで

仕入税額控除
が可能に!

ポイント
3

すべての事業者の方

1万円未満の返品や
値引きについて、
返還インボイスの交付が

不要に!

ポイント
4

これから登録される
免税事業者の方

登録希望日に
登録が可能に!

インボイス制度に関するお問い合わせ先

インボイス制度特設サイト

インボイス制度のより詳しい情報や国税庁が行っている
オンライン説明会の動画、申請手続きに関すること、Q&Aなどを掲載しています。



特設サイト

令和6年1月1日から 改正された **電子帳簿保存法** が適用されます

- ① 電子帳簿等保存に関する改正
- ② スキャナ保存に関する改正
- ③ 電子取引データ保存に関する改正

令和5年度税制改正を反映した電子帳簿等保存制度のQ&Aなど電子帳簿保存法についての
情報は、**国税庁ホームページ**【<https://www.nta.go.jp>】に随時掲載されます。

電子帳簿等保存法制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホーム
ページ内の電子帳簿等保存制度特設サイトをご確認ください。

詳しくは、 **国税庁 電子帳簿等保存制度特設サイト**



特設サイト

令和5年度 **雇用保険料率のご案内**

令和5年4月1日～令和6年3月31日 (赤字は変更部分)

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)		② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
		失業保険・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率			
一般の事業		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和4年10月～)		5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
(令和4年10月～)		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業		7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
(令和4年10月～)		6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

(枠内の下段は令和4年10月～令和5年3月の雇用保険料率)

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する
事業については一般の事業の率が適用されます。

国等の 支援施策紹介

今年度も、様々な支援施策・補助事業が行われる予定です。事業計画とうまく組み合わせて活用すれば、効果的な経営力向上に繋げることが出来ます！ID取得や補助要件・対象経費等チェック項目が多岐に渡るので、事前の相談・確認が必ず必要です！

事業再構築補助金

新事業進出、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。申請を検討される方は、要件等がございますので、お気軽にご相談ください。

【成長枠】の場合

補助額	100万円～7,000万円 ※従業員規模や類型で上限が変わります。
補助率	中小企業 1/2～2/3 中堅企業 1/3～1/2

※「成長枠」の他に「最低賃金枠」「産業構造転換枠」「物価高騰対策・回復再生応援枠」等があり、補助額・補助率が変わります。

事業再構築の類型	要件
①新市場進出	i. 新たな製品・商品・サービスを提供すること、又は提供方法を相当程度変更すること ii. 新たな市場に進出すること iii. 新規事業の売上高が総売上高10%以上になること(付加価値額の場合は、15%以上) i. からiii. を満たすこと。
②事業転換	i. 新たな製品・商品・サービスを提供すること ii. 新たな市場に進出すること iii. 主要な業種が細から中分類レベルで変わること i. からiii. を満たすこと。
③業種転換	i. 新たな製品・商品・サービスを提供すること ii. 新たな市場に進出すること iii. 主要な業種が大分類レベルで変わること i. からiii. を満たすこと。
④事業再編	会社法上の組織再編行為(合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡)等を補助事業開始後に行い、新たな事業形態のもとに、新市場進出(新分野展開、業態転換)、事業転換、業種転換のいずれかを行うことをいう。
⑤国内回帰	海外で製造等する製品について、その製造方法が先進性を有する国内生産拠点を整備することをいう。

補助対象経費の例

建物費(建物の建築・改修等)、機械装置・システム構築費、技術導入費(知的財産権導入に要する経費)、外注費(加工、設計等)、広告宣伝費・販売促進費(広告作成、媒体掲載、展示会出展等)、研修費(教育訓練費等)等
【注】補助対象企業の従業員の人件費、従業員の旅費、不動産、汎用品の購入費は補助対象外です



事業再構築補助金HP

業務改善助成金

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

*10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
920円以上	3/4 (4/5)

()内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

①賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が920円未満である事業者
②生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月間の利益率が3%ポイント*以上低下している事業者

*「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

業務改善助成金HP



ものづくり補助金

ものづくりやサービスの新事業を創出するために、革新的な設備投資やサービスの開発、試作品の開発などをサポートします。

たとえば、こんな時に



新事業にチャレンジしたい



生産ラインを増強したい



サービスの質を高めたい

補助対象経費

- ①機械装置・システム構築費/②技術導入費/③専門家経費/④運搬費/⑤クラウドサービス利用費/⑥原材料費/⑦外注費/⑧知的財産権等関連費用/⑨海外旅費【グローバル展開のみ】/⑩通訳・翻訳費【グローバル市場開拓枠のうち(海外市場開拓)のみ】/⑪広告宣伝・販売促進【グローバル市場開拓枠のうち(海外市場開拓)のみ】

類型	概要	補助率	補助金額
通常枠	革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援。	1/2 ※小規模・再生事業者 2/3	100～1,250万円 ※従業員規模で上限額が変わります
回復型買上げ・雇用拡大枠	業況が厳しい事業者※が買上げ・雇用拡大に取り組むための革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援。※申請要件あり	2/3	100～1,250万円 ※従業員規模で上限額が変わります
デジタル枠	DXに資する革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援	2/3	100～1,250万円 ※従業員規模で上限額が変わります
グリーン枠	温室効果ガスの排出削減に資する取組に応じ、革新的な製品・サービス開発又は炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援	エントリー類型 2/3	100～1,250万円 ※従業員規模で上限額が変わります
		スタンダード類型 2/3	750～2,000万円 ※従業員規模で上限額が変わります
		アドバンス類型 2/3	1,000～4,000万円 ※従業員規模で上限額が変わります
グローバル展開型	海外事業の拡大・強化等を目的とした「製品・サービス開発」又は「生産プロセス・サービス提供方法の改善」に必要な設備・システム投資等を支援	1/2 ※小規模事業者 2/3	100～3,000万円

大幅買上げに係る補助上限額引上の特例
補助事業終了後、3～5年で大幅な買上げに取り組む事業者に対し、上記枠の補助上限を100万円～1,000万円、更にも上乗せ。(回復型買上げ・雇用拡大枠などは除く)

●第15次申請締切: 2023年7月28日(金)17時(電子申請のみ)

※申請にあたっては、事前にGビジネスIDプライムアカウントの取得が必要となります。取得には時間がかかります。早急に利用登録を行ってください。



ものづくり補助金HP

小規模事業者持続化補助金

こんな悩み事は
ありませんか?

お客さんが減って、
売り上げも
減少してきている...

新商品を開発し、
新たな地域のお客さん
に来てほしい!!

自社のホームページを
作りたいけど
お金がかかりそう...
ネット販売も興味があるけど
出来るかな?



主力商品以外にも、
売り上げを
伸ばしていきたい!!

小規模事業者等が地域の商工会の支援を受けながら取り組む「新たな需要の開拓」や「生産性向上」に必要な費用の一部が補助されます。



補助対象経費

- ①機械装置等費/②広報費/③ウェブサイト関連費/④展示会等出展費/⑤旅費/⑥開発費/⑦資料購入費/⑧雑役務費/⑨借料/⑩設備処分費/⑪委託・外注費

●第13回受付締切: 2023年9月7日(木)

類型	補助率	補助上限	追加申請要件
通常枠	2/3	50万円	-
成長・分配強化枠	資金 引上げ枠 2/3 ※赤字事業者は 3/4	200 万円	事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+30円以上(既に達成している場合は、現在支給している、事業場内最低賃金より+30円以上)とした事業者。また、本枠を申請する事業者のうち業績が赤字の事業者は、補助率を3/4へ引き上げると共に加点による優先採択を実施。
			常時使用する従業員を増やし、小規模事業者の従業員数を超過して規模を拡大する事業者。
新陳代謝枠	2/3	200 万円	将来的に事業承継を行う予定があり、新たな取組を行う後継者候補としてアトツギ甲子園のファイナリストになった事業者。
			産業競争力強化法に基づく認定市区町村や認定連携創業支援等事業者が実施した「特定創業支援等事業」による支援を過去3か年の間に受け、かつ、過去3か年の間に開業した事業者。

インボイス特例対象事業者は、上記類型枠の補助金額から更に50万円上乗せされます!

インボイス特例	補助上限 一律50万円 上乗せ	【適用要件】 2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、インボイス発行事業者に登録した事業者。(ただし、補助事業の終了時点でこの要件を満たさない場合は、交付決定後であっても、特例は適用されません。)
---------	-----------------------	--

その他にも、補正予算や臨時予算による様々な補助事業が公募になります。何か新事業をお考えの際はぜひ商工会にご一報ください!ほとんどの補助金申請で事業計画が「必須」となっています。申請のお悩み解決します!